東京都公安委員会告示第 2207号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 12日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 10 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

渡邉　大智	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261022-426246）
RUPASINGHE ARACHCHIGE DON DILAN MADHURANGA	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-113-260907-202040）
PIRES ACIVANDRO LEONARDO	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-113-260910-202062）
福本　大地	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-223-260924-416714）
神谷　夏輝	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-326-260922-423085）
橘本　丞史	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-326-261007-201666）
岡崎　春雄	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-250712-456377）
飯塚　健二郎	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-260926-207583）
續　唯来	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261026-404328）
川島　拓也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-260928-203093）
藤田　祐也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-437-261023-414102）
宮原　満寿夫	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-438-261022-415439）
有限会社　フィールド	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-551-261014-201166）
DORJSUREN ANAND	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-554-261011-405246）
東海林　智也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-557-261005-203160）
鎌田　真矢	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-660-261021-206369）
多和田　ジュディリン	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-772-260905-202546）
市村　桐哉	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-772-260924-201708）
LINESES WILSON RICHARD	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-776-260920-423062）